◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１１２号(H23. 9. 9)◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝３件（９月２日～９月９日分）
（１）タクシーが対向してきた乗用車と衝突した事故
（２）タクシーが交差点でワゴン車と衝突した事故
（３）トラックが対向してきた軽乗用車と衝突した事故
２．９月及び１０月は、「自動車点検整備推進運動」の強化月間です

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝３件】（９月２日～９月９日分）

（１）タクシーが対向してきた乗用車と衝突した事故

９月４日午前３時頃、千葉県において、タクシーが乗客２名を乗せて運行中、交差点の青信号に従い右折をしようとしたところ、対向してきた乗用車と衝突した。衝突後、当該乗用車は 車体左側面をガードレールに擦りながら停車した。

この事故により、当該乗用車の助手席の女性が死亡し、運転者が重傷を負った。また、当該タクシーの乗客１名が軽傷。

なお 当該事故後、当該タクシーの運転者は逮捕された模様。

（２）タクシーが交差点でワゴン車と衝突した事故

９月９日午前１時３５分頃、東京都において、タクシーが空車で走行中、交差点の矢印信号に従い右折をして、次の交差点を通過しようとしたところ、左側から走行してきたワゴン車の右側面に衝突した。

この事故により、当該ワゴン車の同乗者１名が死亡、１名が重傷、運転者が軽傷を負った。当該タクシーの運転者も軽傷を負った。

事故現場は、交差点を右折すると、すぐに別の交差点があり、当該タクシーの運転者は、この別の交差点の赤信号を見落とした模様。

（３）トラックが対向してきた軽乗用車と衝突した事故

９月８日午後２時４５分頃、兵庫県において、大型トラックが走行中、対向してきた軽乗用車と衝突した。

この事故により、当該軽乗用車の助手席の同乗者が死亡、当該軽乗用車の運転者は、搬送先の病院で死亡した。

事故現場は、片側一車線の当該トラックから見て緩やかな右カーブであり、この事故は、当該軽乗用車がセンターラインを越えて走行してきたため発生した模様。

なお、当該軽乗用車の運転者は、事故直後は意識があり、当該トラックの運転者に「居眠りをしていた」と話していた模様。

また、当該軽乗用車の助手席の同乗者は、シートベルトを装着していなかった。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【２．９月及び１０月は、「自動車点検整備推進運動」の強化月間です】

〈あなたと地球にやさしい、クルマの愛情点検。〉

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動車ユーザーが責任を持って、適切に点検整備（日常点検及び定期点検）を行うことが必要です。

このため、国土交通省は、関係団体等と協力して「自動車点検整備推進運動」実施し、ユーザーへの呼びかけ等により、点検整備の確実な実施を推進してきているところです。例年、９月及び１０月は、強化月間として特に強力に運動を展開しております。

詳しくは、＜ http://www.tenken-seibi.com/ ＞をクリック！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　　　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

　使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆